



加藤内科広報新聞 1月号



平成29年9月号で介護保険の申請についてお伝えさせて頂きました。
介護が必要かどうか、どれぐらい必要なのか審査が行われて、堺市が認定すると
1ヶ月ぐらいで、認定結果通知と介護被保険者証が届きます。

介護保険被保険者証を確認しましょう

要介護状態区分と支給限度基準額によって利用できるサービスが決まります。

【要介護状態区分の目安】

要介護度	状態像の目安
要支援1	日常生活の能力は基本的にあるが、入浴などに一部介助が必要。
要支援2	立ち上がりや歩行が不安定。 排泄、入浴などで一部介助が必要であるが「適切なサービス利用」により 明らかな要介護状態に移行することを防ぐことができる可能性がある。
要介護1	立ち上がりや歩行が不安定。
要介護2	起き上がりが自力では困難。 排泄、入浴などで一部または全介助が必要。
要介護3	起き上がり、寝返りが自力ではできない。 排泄、入浴、衣類の着脱などで全介助が必要。
要介護4	排泄、入浴、衣類の着脱など多くの行為で全面的介助が必要。
要介護5	生活全般について全面的介助が必要。

(堺市ホームページより)※実際の状態と合致しない場合があります。

利用者負担割合が記載された(1割又は2割)、

介護保険負担証を確認しましょう

サービスを利用した場合、原則として費用の1割又は2割が自己負担となり、8割から9割が介護保険から給付されます。(自己負担割合は所得により決まります。)

認定を受けた人が利用できるサービスには、大きく分けて4つあります

【居宅サービス】自宅を訪問して行うサービスです。「デイサービス」「ショートステイ」もあり、一時的に施設で介護サービスをうけることができます。

【施設サービス】介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設で行われるサービスです。

【地域密着型サービス】夜間対応型訪問介護、認知症対応型介護をはじめ、認知症高齢者を対象とするグループホームなど、日常生活から離れずに自立した生活ができるように支援するサービスです。

【環境を整えるサービス】車椅子や歩行器などの福祉用具貸与や、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の支給。

まずは、利用したいサービスを選びましょう

ここでは全てを紹介できませんが、サービスを受ける場所を自宅にするか、施設にするかで、様々な種類があります。又、要介護状態区分によって利用できるサービスや、自己負担額も異なります。ケアマネージャーに、自分の意思と家族の意見をしっかり伝えて、サービスを上手に利用しましょう。(ケアマネージャーとの相談に費用はかかりません。)

ケアマネージャー(介護支援専門員)とは?…介護の専門家で、本人に敵した介護プランの作成やサービス事業者との連絡や調整などを行ってくれます。

※ケアマネージャーが合わないと感じた時は、自由にケアマネージャーを変更する事は可能です。

例えば…

歩行が不安で、通院が大変…
買い物も食事の準備も1人だと大変…



●訪問介護を利用した場合(居宅サービス)

ホームヘルパーが通院の付き添い(身体介護)や、食事・調理のお手伝い(生活援助)をしてくれます。

・費用のめやすは…

要介護1~5	自己負担分(1割)	自己負担分(2割)	サービスにかかる費用
身体介護中心(20分以上30分未満)	263円	525円	2621円
生活援助中心(20分以上45分未満)	196円	392円	1958円
通院のための乗車・降車の介助(1回)	104円	208円	1037円

【要支援1・2】の方は、介護予防訪問介護のサービスを受けることができます。(自己負担額は異なります。)

●訪問リハビリテーションサービスを利用した場合(居宅サービス)

リハビリの専門職が自宅を訪問して、歩行の改善のためのリハビリテーションを行います。

・費用のめやすは…

要介護1~5	自己負担分(1割)	自己負担(2割)	サービスにかかる費用
1回につき	319円	638円	3186円

【要支援1・2】の方は、介護予防訪問リハビリテーションのサービスを受けることができます。(自己負担額は同じです。)

(参考資料 堺市『よくわかる介護保険』)



介護保険制度は、介護が必要になった方が自立した生活を送れるように、
家族だけではなく社会全体で支えあう制度です。

元気な高齢者には、介護が必要な状態にならないように、

又、少し介助が必要な方には、現状を維持し、

悪くならないようにするための介護予防の取り組みも行われています。

